

個別仕様書 目次

別紙 1	カーテンウォール等清掃業務仕様書	P 1
別紙 2	消防設備保守点検業務仕様書	P 2
別紙 3	浄化槽設備保守点検業務仕様書	P 3
別紙 4	自走式ベルトコンベア保守点検業務仕様書	P 4
別紙 5	スライド式ラック保守点検業務仕様書	P 5
別紙 6	電動シャッター保守点検業務仕様書	P 6
別紙 7	機械警備業務仕様書	P 7 ~ P 8

カーテンウォール等清掃業務仕様書

1 対象施設等

梅郷駅東口市営自転車等駐車場

2 業務内容

清掃業務は年 1 回とし、次の業務を行う。

- (1) アルミ製カーテンウォール（約 3 1 5 m²）両面の清掃を行う。
- (2) 排煙窓（約 1 3 m²）の清掃を行う。

3 注意事項

- (1) カーテンウォール等を劣化させる薬品は使用しないこと。
- (2) 作業終了後は、速やかに後片付けを行い、作業の際に発生した残材などの不要物は適切に処分すること。

消防設備保守点検業務仕様書

1 対象施設

梅郷駅東口市営自転車等駐車場

2 業務内容

消防法第17条の3の3に定める点検とする。

3 点検回数

年2回（外観及び機能点検年1回、総合点検年1回）

実施日については、別途協議した日とする。

4 消防用設備一覧

設備名	機器名	数量	備考
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1組	総合点検
	制御盤	1面	
	消火栓	4台	
	消火栓補助装置	1基	
	放水装置	1式	
自動火災報知設備	複合盤	1台	
	煙感知器	24個	
	定温式スポット型感知器	1個	
	発信機	4個	
	表示灯	4個	
	音響装置、スピーカー	23個	
	消火栓始動装置	1式	
	常用電源	1式	
	予備電源	1式	
防排煙設備点検	複合盤	1台	
	煙感知器	4個	
	防火戸	4枚	
誘導灯	誘導灯点検	12灯	
消火器	消火器（ABC粉末10型）	12本	

浄化槽設備保守点検業務仕様書

1 対象施設

梅郷駅東口市営自転車等駐車場

2 浄化槽

- (1) 計画処理污水 し尿及び雑排水
- (2) 計画処理人数 5人
- (3) 処理方式 接触ろ床方式

3 業務内容

- (1) 浄化槽清掃 年1回
- (2) 保守点検回数 年3回
- (3) 消毒滅菌 年3回
- (4) 水質分析 年1回
- (5) その他 汲み取り、消耗品、雑費一式

4 報告事項

毎回、業務完了後、浄化槽保守点検記録票、計量証明書を作成し提出すること。

5 関係法令の遵守

浄化槽の保守点検に当たっては、浄化槽法、千葉県浄化槽取扱指導要綱、その他の関係法令に従い浄化槽の正常な機能を維持するため必要な措置を講じること。

自走式ベルトコンベア保守点検業務仕様書

1 対象施設

梅郷駅東口市営自転車等駐車場

2 対象機種

トーヨーコーケン（株）

サイクルベア

型式：S C - C Y

3機

3 点検内容

- (1) 年1回、昇降機検査資格者による、装置各部の点検、調整、注給油を行い報告書を作成すること。
- (2) 点検の結果、補修及び改修が必要と認められる場合には、直ちに処置を行うこと。
- (3) 必要に応じて、下記消耗品を交換、注給油すること。
 - ①ランプ類
 - ②ビス、ナット、ボルト類
 - ③油脂類（減速機オイル、マシン油、グリース類）
 - ④ウエス
- (4) 定期的に安全装置の全般にわたって調査を行い、必要に応じて機能試験を行うこと。

スライド式ラック保守点検業務仕様書

1 対象施設

梅郷駅東口市営自転車等駐車場

2 対象機種

親和企業（株）

スライド式サイクルラック：1, 186台

型式：H - 2 Z S R

3 業務内容

次に掲げる事項について、年1回保守点検を実施する。

① 可動部分

ラックの操作を行い、スライド性を点検し、部品の欠落を確認する。

② 装置本体

ラック及びレールの変形・破損等を確認し、また、工具を使用し、ボルトの緩み並びに欠落の有無を確認・調整する。

③ 修繕作業

上記①、②の作業に伴いローラー及びコロ等の小部品の破損等の場合は、交換作業を行い、それ以外の装置本体修理または交換が必要な場合は報告すること。

④ 作業箇所への注油

4 点検項目

点検部位	点検項目	点検方法	備考
ラック	変形、破損 ボルトの緩み及び欠落 コロの破損及び欠落 操作性	確認・調整 確認・調整 確認・調整 確認・調整	
スライダー	変形、破損 ローラーの破損 スライダー緩衝ゴム欠落 操作性	確認・調整 確認・調整 確認・調整 確認・調整	

電動シャッター保守点検業務仕様書

1 対象施設

梅郷駅東口市営自転車等駐車場

2 目的

電動シャッターを正常かつ円滑に使用できるように、機械各部の点検整備及び修復を行うことを目的とする。

3 保守施設

文化シャッター（株）製、電動グリルシャッター

重量シャッター：1台

中量シャッター：1台

4 点検内容

- (1) 定期点検は年1回とする。
- (2) 外観の点検（点検口の状況、降下位置や操作障害等）
- (3) 機能の点検（動力、伝達、シャッター本体、制御）
- (4) 作動の点検（降下状況、降下速度、巻上状況）

機械警備業務仕様書

1 対象施設

梅郷駅東口市営自転車等駐車場

2 業務の目的

- (1) 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止すること。
- (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡をすること。
- (3) 警備実施事項について報告すること。

3 警備の仕様

- (1) 警備方法は自動警備装置による機械警備とする。
- (2) 警備実施時期は毎日、警報装置警戒開始の信号を受けたときから警報装置警戒解除の信号を受けたときまでとする。
- (3) 警報装置は、警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。なお、警備に必要な適合機器の配置及び種類、数量については以下のとおりとする。
- (4) ガードセンターは、警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持するものであること。
- (5) 機動隊はガードセンターとの連絡を保持し、当施設の以上事態に備えるものであること。
- (6) 警備装置は次のとおりとする。

名 称	パッシングセンサー	備 考
管理室	1 箇所	
地下 1 階	2 箇所	出入口、非常階段
1 階	2 箇所	出入口、シャッター、非常階段
2 階	2 箇所	出入口、非常階段
3 階	2 箇所	出入口、非常階段

4 異常状態発生における処置

- (1) 警報受信装置により、当施設に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたらせること。
- (2) 当施設に到着した機動隊は、異常事態を確認し、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

5 その他留意事項

- (1) 警備に必要な鍵類は、厳重に取扱い保管すること。
- (2) 設置された警報装置の機能について、適宜守点検を行うこと。なお、施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。